

第557回 広島地方最低賃金審議会 別冊資料目次

資料 No.1 各特定最低賃金専門部会議事要旨(第3回目)

- 1-1 広島県建設用・建築用金属製品、その他の金属製品製造業最低賃金 P. 1
- 1-2 広島県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金 P. 3

資料 No.2 特定最低賃金専門部会長報告(写)

- 2-1 広島県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金 P. 5

広島地方最低賃金審議会
第3回 広島県建設用・建築用金属製品、
その他の金属製品製造業最低賃金専門部会
議事要旨

開催日時	令和6年10月29日(火) 9時54分～12時38分		
開始場所	広島合同庁舎2号館6階7号会議室		
出席状況	公益を代表する委員	出席 3人	定数 3人
	労働者を代表する委員	出席 3人	定数 3人
	使用者を代表する委員	出席 2人	定数 3人
主要議題	1 広島県金属製品等製造業最低賃金の改正決定について 2 その他		
議 事 要 旨			
<p>1 広島県金属製品等製造業最低賃金の改正決定について</p> <p>事務局から前回の専門部会の審議経過と現時点での他府県の結審状況及び県内他業種の結審状況について説明を行ったのち、部会長は労働者代表委員及び使用者代表委員それぞれに対して最低賃金の改正金額の提示を求めた。</p> <p>労働者代表委員は、「三者合意を目指したいという思い、地賃との優位性、さらには県内業種間の格差是正という観点から、52円を提示する。」と金額提示があった。</p> <p>使用者代表委員は、「人手不足が深刻な状況であり、人材の供給制約に直面している。賃上げの重要性、必要性は承知している。使用者代表委員が所属する企業では前期の業況は良かったが、通常ベースで考えると原材料価格が高騰しており大口の受注が取れないと厳しい状況である。また、取引先では、まずは自社の雇用確保をされる企業が多く、非常に厳しい状況が続いている。引上げ額は、会社によっては持ち直しの動きもあるが、中小、零細企業には昨年の状況から変化がないことから、プラス38円、1,040円を提示したい。」と金額提示があった。</p> <p>その後、公益代表委員が労使各側代表委員と個別に協議を重ねたところ、使用者側委員から「昨年の地賃と特賃の引上げ額の割合を今年地賃引上げ額50円にかけて、改めて42円を提示する。」と金額提示があった。しかし、未だ金額の開きが大きく、結審は難しい状況であることから、審議を次回に持ち越すこととなった。</p> <p>2 その他</p> <p>今後の審議会の開催予定。</p> <p>第4回 広島県金属製品等製造業最低賃金専門部会 日時及び会場を調整のうえ開催</p> <p>主な議題 広島県金属製品等製造業最低賃金の改正決定について</p> <p>なお、事務局から、本審での決議を省略できる最低賃金審議会令第6条第5項の適用について説明を行ったのち、部会長から、令和6年6月28日付け「令和6年度広島地方最低賃金審議会の運営について」の記の4および別紙「最低賃金審議会令第6条第5項の運用について」の記の3に基づき、本専門部会出席委員全員に、最低賃金審議会令第6条第5項の適用の可否</p>			

について図ったところ、使用者側代表委員2名の了承が得られず、次回開催の専門部会においては、最低賃金審議会令第6条5項の適用は行わないこととした。

広島地方最低賃金審議会
第3回 広島県はん用機械器具、生産用機械器具、
業務用機械器具製造業最低賃金専門部会
議事要旨

開催日時	令和6年10月28日(月)13時54分～15時19分		
開始場所	広島合同庁舎2号館6階7号会議室		
出席状況	公益を代表する委員	出席 3 人	定数 3 人
	労働者を代表する委員	出席 3 人	定数 3 人
	使用者を代表する委員	出席 2 人	定数 3 人
主要議題	1 広島県機械器具製造業等最低賃金の改正決定について 2 その他		
議 事 要 旨			
<p>1 広島県機械器具等製造業最低賃金の改正決定について</p> <p>事務局から、前回の専門部会の審議経過と現時点での他府県の結審状況及び県内他産業の結審状況について説明を行った。</p> <p>その後、部会長は前回専門部会での労働者代表委員の提示額58円と使用者代表委員の提示額46円を踏まえ、再び双方に金額提示を求めた。</p> <p>労働者代表委員は「前回の提示から他県でさまざま結審され、県内でも50円という数字が出ている。それらを見ながら、はん用機械の魅力を発揮していきたいし、地賃との優位性も担保したい。さらには、引上げ率5%以上は確保したい思いもあり、52円を提示する。」と金額提示があった。</p> <p>使用者代表委員は「前回連合広島の春闘引上げ率300人未満の4.53%を根拠に提示を行ったが、引上げ率を検討する中で、経団連500人未満が3.92%、全国中小企業団体中央会の7月1日時点の300人以下の事業所の平均賃金改定率が3.74%というデータがある中で、我々として最大限の額を提示した。が、審議を前に進めるという意味で1円アップの47円を提示する。」と金額提示があった。</p> <p>その後、公益代表委員が労使各側代表委員と個別に協議を重ねたが合意には至らなかったところであるが、公益案を提示することの理解を得られたことから、公益代表委員から、現行の特定最低賃金額1,020円を50円引き上げて1,070円とする公益案が提示され、採決の結果、全会一致での結審となった。</p> <p>10月30日に開催予定の第557回本審で部会長報告を行うことが了承された。</p> <p>2 その他</p>			

今後の審議会の開催予定

第 557 回本審 10 月 30 日（水）午後 2 時 00 分～

（異議申出があった場合）

第 558 回本審 11 月 15 日（金）午前 10 時 00 分～

(写)

令和6年10月28日

広島地方最低賃金審議会
会長 岡田行正 殿

広島地方最低賃金審議会
広島県はん用機械器具、生産用機械器具、
業務用機械器具製造業最低賃金専門部会
部会長 酒井朋子

広島県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業
最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和6年8月21日、広島地方最低賃金審議会において付託された広島県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金の改正決定について、慎重に審議を重ねた結果、別紙のと通りの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

記

公益代表委員

部会長

酒井朋子

部会長代理

車元晋

平田かおり

労働者代表委員

田中修人

林秀彦

藪本敬士

使用者代表委員

高久裕行

巢守佳之

蔵田秀和

広島県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金を次のとおり決定すること。

1 適用する地域

広島県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内ではん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業（建設用ショベルトラック製造業及び当該産業において管理，補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。）、業務用機械器具製造業（計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、武器製造業及びこれらの産業において管理，補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。）又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動がはん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業又は業務用機械器具製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
- (3) 次に掲げる業務に主として従事する者
 - イ 清掃又は片付けの業務
 - ロ 卓上において手工具又は小型電動工具を用いて行う巻線、はんだ付け、かえり取り、鋳ばり取り又はかしめの業務

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間1,070円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

令和6年12月31日